輝け、新成人!

　色とりどりの振袖や真新しいスーツなどに身を包んだ晴れ姿はとても華やか。
　友人との再会を喜び記念写真を撮り合うなど、会場はたくさんの笑顔があふれていました。

空とみどりの交流拠点

広報 中標津

No.626 なかしべつ

開陽台より街を見つめて

2015 平成27年 2

発行／中標津町役場
〒086-1197　北海道標津郡中標津町丸山２丁目22番地
総務部総務課情報化推進・広報調査係
TEL 0153-73-3111　FAX 0153-73-5333
中標津町ホームページ
ＵＲＬ　http://www.nakashibetsu.jp/
メール　nakasi-t@aurens.or.jp
携帯サイト　http://j.nakashibetsu.jp/

１月７日㈬、平成27年中標津町成人式が総合文化会館大ホールで開催されました。209人の新成人が晴れ着やスーツ姿で出席し、華やかな雰囲気の中で式典が執り行われました。

新成人を代表して、斉藤さんと阿部さんが町民憲章を朗読。さらに、石村さんと近藤さんが「一層の責任を自覚し社会に恥じることなく、積極的に行動することを誓います」と誓いのことばを述べ、新成人としての第一歩を踏み出しました。

平成26年 各賞受賞者紹介

平成26年中に叙勲・褒章、その他三権の長、各省庁・官庁の長の表彰を受賞された町内在住の方々をご紹介します。

受賞者（敬称略）

○瑞宝双光章（平成26年４月29日受章）
石　丸　博　規
（永年にわたる自衛官としての功績）

○瑞宝単光章（平成26年11月３日受章）
井　口　精　一
（永年にわたる消防団活動の功績）

○消防庁長官表彰（平成26年３月５日受賞）
吉　田　貫　一
（永年にわたる消防団長としての功績）

○消防庁長官表彰（平成26年３月５日受賞）
廣　瀬　敏　雄
（永年にわたる消防団活動の功績）

各賞の栄誉に輝かれました皆様に、心からお祝いを申し上げます。

第23回 中標津町福祉のつどい

障がいのあるなしに関わらず、全ての人々が地域で安心して豊かに生きがいをもって暮らせる街であるためには、療育・教育・労働・医療・福祉・文化など、暮らしのすべての分野にわたって、多くの困難と課題が山積しています。

障がいのある人の発達を保障し人権を守るために、小さくても具体的な活動を行うことで、これらの問題があることを一人でも多くの方々に知っていただき、家庭や地域社会の中で考えていただくことを目的とした「中標津町福祉のつどい」を開催します。総合文化会館を会場に、午前は映画「ちづる」の上映、午後からは各会・団体による活動が行われます。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。

日　時：３月１日㈰　午前10時～午後３時30分
会　場：総合文化会館「しるべっと」
　　　　コミュニティホール・町民ホール
主　催：中標津町障害児者連絡協議会

昨年の様子

詳しくは、中標津町障害児者連絡協議会 事務局長（村上）℡７３－１３６０まで。

軽自動車の窓口公売を実施します！

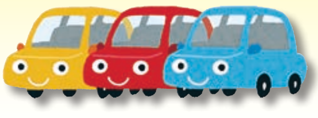

２月25日㈬に軽自動車の窓口公売を行う予定です。一定の条件を満たす方はどなたでも参加できますので、ぜひご参加ください。

公売への参加方法や物件の詳細は、町のホームページをご覧いただくか、納税課までお問合せください。

なお、やむを得ず公売会が中止となる場合もありますので、ご了承ください。

平成26年分（平成26年1月1日～12月31日）

所得税の確定申告は忘れずに!

所得税の確定申告期間は２月16日㈪～３月16日㈪です。

できるだけご自分で申告書を作成して、忘れずに根室税務署（郵送も可）または役場税務課まで提出してください。

なお、申告書の作成方法がわからない方のために、税務課職員が税務署から許可を受けた期間に限り、申告相談・申告書作成のお手伝いをします。

中標津町役場 申告相談期間	**２月16日㈪～３月16日㈪　※土・日曜日を除く 午前９時～午後５時**
会　　場	**中標津町役場１階　101号会議室**

上記期間以外での申告及び相談は、税務署で行ってください。

役場での確定申告業務が許可されているのは、法律で定められた上記の期間のみです。

税務署からも指導を受けていますので、ご理解・ご協力をいただきますとともに、ぜひこの期間内に申告してください。

○申告内容によっては、役場ではご相談をお受けできないものもあります。
（青色申告、事業所得・不動産所得・譲渡所得などの申告で、役場では内容の判断が難しいもの）

○期間中は大変混み合うことが予想され、長時間お待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

○国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）にある申告書作成コーナーや電子申告（e-Ｔａｘ）などを利用し、自書申告へご協力をお願いします。
（昨年電子申告された方は、引き続きご利用をお願いします。）

＝ 申告に必要なもの ＝

○申告には**印鑑**が必要です。

○給与・年金収入の方は、必ず『**源泉徴収票**』**の原本（コピー不可）**をお持ちください。

○国民年金保険料は『**控除証明書**』の添付または『**領収書**』の提示が必要です。

○生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料は『**控除証明書**』の添付が必要です。

○**障害者手帳等**をお持ちの方は、手帳を提示してください。

○還付金が発生する場合は、口座振込みを行いますので**口座番号のわかるもの**（預金通帳等）をお持ちください。

◎医療費控除について

・領収書は、**受診者・医療機関ごとに仕分けし、合計金額を計算して**お持ちください。
仕分けられていないと、順番が後回しになる場合があります。

・生命保険給付金、高額療養費など医療費の補てんを受けた場合は、その金額のわかる通知書をお持ちください。

問い合わせは、税務課 住民税係または根室税務署 ℡０１５３－２３－３２６３まで。

健康いちばん

「歯と歯の間を磨きましょう」

中標津町保健センター　歯科衛生士　表　美香

なかなか健康なかしべつ（中標津町健康づくり推進計画）に、「歯と歯の間を磨きましょう」という目標があります。皆さんは磨いていますか？歯と歯の間は見えにくいため、汚れが残っていると気付かないうちに大きなむし歯になっていることが多くあります。特に大人の場合は、柔らかい歯の根の部分にむし歯ができやすいため、すぐに痛みが出るほど進行してしまいます。また、歯と歯の間に残った汚れは歯周病が進む原因にもなります。歯周病というと40代以降の病気のような印象がありますが、実際は20代から始まる場合が多いため、予防はできるだけ早く取り組む必要があります。歯周病が進むと、歯を支えている顎の骨が溶かされるため、最後には歯がグラグラとして抜けてしまいます。その後の治療は、入れ歯を入れることが一般的です。インプラント（顎骨に人工歯根を埋め込む治療法）もありますが、とてもお金がかかります。その時になって後悔しないよう今から予防に取り組みましょう。

歯と歯の間は、歯ブラシだけではいくら時間をかけて磨いてもきれいになりません。一番簡単に時間をかけずにきれいにする方法は、歯と歯の間を磨く専用の道具である歯間ブラシやデンタルフロスを使うことです。歯と歯の隙間が広い方は歯間ブラシが使いやすいのですが、歯周病予防を考えると歯と歯ぐきの隙間も磨けるデンタルフロスがお勧めです。現在は糸の太さや柔らかさ、色や香りやむし歯予防に効果のあるフッ素付等色々とあるので、使い比べて楽しんでみましょう。デンタルフロスはとても面倒に感じるかもしれませんが、自分のためにまずは１週間使ってみましょう。歯ぐきがすっきりした感じや口臭が気にならなくなる等変化が現れ、使い続けたくなることと思います。

歯間ブラシ

デンタルフロス

デンタルフロスの使い方

※デンタルフロスは、かかりつけ歯医者さんの指導を受けて、正しく使いましょう。

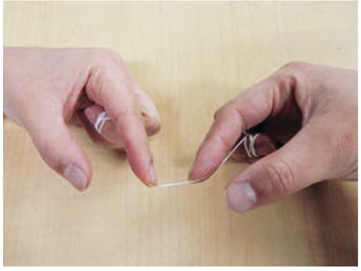

①中指に巻きつけ、指で押さえます。（指と指の間は1.5～２㎝くらい）

②ゆっくりと擦りながら歯間に入れる。

③歯に沿わせて歯ぐきの中の歯垢を取る。

高齢者の障害者控除対象者認定書の交付について

障害者手帳をお持ちでなくても次の認定要件に該当する方は、所得税・町道民税の障害者控除の対象となりますので、「障害者控除対象者認定申請書」により申請してください。

【認定要件】 ※次の全てに該当する方

1．65歳以上で身体障害者手帳や療育手帳を持っていない方

2．介護保険の要介護認定で、介護度が「要支援２」または「要介護１～５」の方

介　護　度	障害者控除区分	控　除　額	
		所 得 税	町道民税
・要支援２ ・要介護１～３	障　が　い　者	27万円	26万円
・要介護４と５ ・要支援２と要介護１～３のうち寝たきり老人※	特別障がい者	40万円	30万円

※寝たきり老人～要介護・要支援認定に係る障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定がＢ又はＣの場合

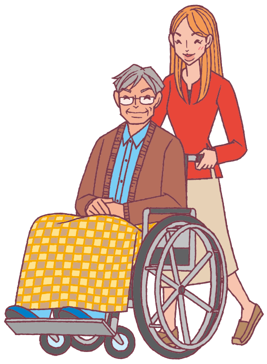

詳しくは、介護保険課 介護保険係まで。

知っていますか？

近くて広い

北方領土

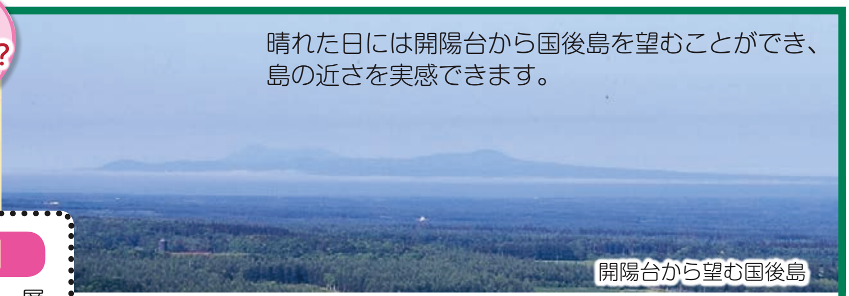

晴れた日には開陽台から国後島を望むことができ、島の近さを実感できます。

開陽台から望む国後島

2月7日は「北方領土の日」

日本政府は、返還要求運動を全国的に一層盛り上げていくため、昭和56年、閣議了解により2月7日を「北方領土の日」として定めました。

2月7日は、日露間の国境が平和的対話により択捉島とウルップ島の間に定められた「日魯通好条約」（1855年）が調印された日であり、北方四島が日本の領土として初めて世界的に明確にされた歴史的意義を持つ日であることから、「北方領土の日」として最もふさわしい日とされました。

2月7日を中心に全国各地で署名活動やパネル展など、様々な行事が行われています。北方領土問題を考えるきっかけとして、皆さんも返還要求運動に参加してみませんか。

～返還要求運動・2月の行事予定～

なかしべつ冬まつり返還要求署名活動

■日　程：２月７日㈯、８日㈰
■場　所：しるべっと町民ホール

北方四島パネル展

■日　程：１月31日㈯～２月８日㈰
■場　所：しるべっと町民ホール

２０１５「北方領土の日」根室管内住民大会

■日　程：２月７日㈯　正午～
■場　所：根室市総合文化会館　大ホール
■内　容：**第１部**　住民大会式典
　　　　　第２部　中学生による弁論発表・アトラクション
■主　催：北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会

北方四島交流事業(ビザなし交流)に参加しませんか？

北方四島交流は、北方領土問題解決のための環境整備を目的として、平成４年から日本人と北方四島在住ロシア人との相互理解を深めるために行われており、旅券（パスポート）、査証（ビザ）がなくても、外務大臣が発行する身分証明書などにより渡航が認められることから【ビザなし交流】と呼ばれています。

この交流では、元島民や返還運動関係者等による四島訪問と四島在住ロシア人を根室管内を中心に全国各地で受け入れる、相互交流が行われています。

中標津町でも、これまでに延べ330名以上の方々が四島を訪問し、約1,200名のロシア人住民を受け入れています。

中標津町を訪れた訪問団とホストファミリーの皆さん

平成27年においても、北方四島への訪問やロシア人住民の受入れを予定していますので、この機会に、皆さんも言葉や文化の違いを越えた交流を楽しんでみませんか。

ビザなし交流への協力者を募集しています!!

町では、ビザなし交流で訪れるロシア人の方々に日本のことをもっと知ってもらおうと、住民交流会や日本文化体験、一般家庭での交流（ホームビジット）など、様々な交流を行っています。

ビザなし交流の趣旨に賛同していただき、**ロシア人住民の受入れのお手伝い**や、**一緒に交流していただける方を募集**しています。

ロシア語を話せる必要はありませんので、**興味のある方、詳細を聞いてみたい方は、お気軽にお問い合わせください。**

住民交流会の様子

※募集内容はこちら

≪平成27年度ビザなし交流の受入計画（予定）≫

日　程　**６月20日㈯、21日㈰の予定**
対　象　**四島在住ロシア人ファミリー（９家族程度）**
　　　　　※大人１名と子ども１～２名の家族構成

主な交流内容

・ホームビジット【日本の家庭生活を体験】
・文化、スポーツ交流【文化やスポーツを通した住民交流】
・意見交換会【身近なテーマによる意見交換】

【主な募集内容】

◎ロシア人家族を自宅に招き、家族や友人と一緒に交流していただける方〔ホームビジット〕
◎日本文化等、体験交流を指導していただける方
◎住民交流会や意見交換会に参加していただける方

問い合わせは、企画課 北方領土対策係まで。

中標津町は環境問題に積極的に取り組んでいます！

地域のくらしを守る格子状防風林における間伐促進プロジェクト

～持続可能な循環型社会　環境首都なかしべつを目指して～

全国初！

　中標津町では、生活道路と農地を守る格子状防風林等の適切な間伐の実施によって森林の健全育成を図り、森林の二酸化炭素吸収量を高め、地球温暖化防止に寄与する『地域のくらしを守る格子状防風林における間伐促進プロジェクト』を実施しています。また本プロジェクトでは、知床世界自然遺産に近隣する地域として、ヒグマやシマフクロウなどの希少野生生物の生息環境保全を図ることで、生物多様性の維持にも寄与します。

　この度、本事業により得た二酸化炭素吸収量について、国から『Ｊ－クレジット制度[※1]』の認証を受けました。認証を受けた二酸化炭素吸収量は、二酸化炭素排出削減や温室効果ガス削減といった環境貢献に取り組む町内外の事業者や団体等にカーボン・オフセット[※2]への利用として販売します。

　なお、販売収益は、町有林の間伐や植栽費用として活用していきます。

○認証された二酸化炭素吸収量　　５８９ｔ-CO_2（うち販売数量５７２ｔ-CO_2）
○１ｔ-CO_2あたりの販売単価　　１０，０００円（消費税別）

[※1] Ｊ－クレジット制度～省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を国が認証する制度
<u>※森林経営活動で認証を受けたのは、中標津町が全国初となります。</u>

[※2] カーボン・オフセット～企業や団体が、自らの活動によってどうしても生じてしまうCO_2を他者の省エネ設備の導入などにより削減されたCO_2で相殺し、埋め合わせることで実質的にCO_2の排出がないようにする取組（下図参照）

出典：経済産業省
北海道経済産業局

　中標津町ホームページ、Ｊ－クレジット制度事務局ホームページで、より詳しい内容をお知らせしています。なお、Ｊ－クレジット制度事務局ホームページでは本町のプロジェクトについて映像を配信しています。

　※本プロジェクトは全国で５つしか選出されない事例紹介映像の１つです。

　●Ｊ－クレジット制度事務局ホームページ：http://japancredit.go.jp/menu01/document.html

問い合わせは、農林課 林務係まで。

パブリックコメントを実施します

　パブリックコメント（意見公募手続）とは、中標津町全体に係る基本的な政策を定めるとき、町民の皆さんにその政策の目的や内容などを広く公表して意見を求め、町は、提出された意見と、意見に対する町の考え方を公表していく手続きです。この度、下記の案件について町民の皆さんのご意見を募集します。

■案件名	①第４期中標津町障がい福祉計画（案）～福祉課 ②中標津町子ども・子育て支援事業計画（案）～子育て支援室 ③中標津町水道ビジョン（案）～上下水道課 ④中標津町下水道ビジョン（案）～上下水道課
■資料を閲覧できるところ	町ホームページ、役場まちづくり情報コーナー、担当課窓口、総合文化会館窓口、計根別支所窓口
■意見の提出方法	備え付けの様式により、郵送、ＦＡＸ、Ｅメール又は担当課への持参提出
■閲覧期間	①～②２月６日㈮～３月６日㈮ ③～④２月10日㈫～３月11日㈬
■問い合わせ先	各担当課にお問い合わせください。

じゃがいもずきん
「ききぼう」くん

防災ワンポイント 第22回 暴風雪に備えて③

中標津町の平均風速は2.3mと普段はとても穏やかです。しかし、郊外地は開けた場所が多く、遮るものがありません。強い風が吹いたときには、乾いた雪が飛ばされ、視界不良や吹き溜まりの発生、停電の原因となります。停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオ、ポータブルストーブなどを備蓄しましょう。また、灯油・ガソリンなどの燃料を十分確保し、不足しないよう注意しましょう。暴風雪に備える・回避する行動を取り、冬を安心安全に過ごしましょう。

●暴風雪の危険を回避するポイント

- 悪天候が予想される場合は、不要な外出は避け、職場等でも早めの帰宅を促す。
- 注意報や警報は天候が悪化する数時間前に発表されることがあるため、発表時点で異変がなくてもこれから悪化することを考え対応しましょう。

●もしも暴風雪に遭遇してしまったら…

屋外にいるとき	家の中にいるとき	車を運転しているとき
外出先で出歩くことが困難になった場合は、無理に帰宅しようとせず、安全な場所にとどまりましょう。風で飛ばされてくるものに注意し、体温の低下を防ぎましょう。	暖房などの給排気口が雪にふさがれ、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こすことがあります。給排気口が雪で覆われていれば、周りを除雪しましょう。暖房器具に異常が見られた場合には、販売店などに修理を依頼しましょう。	安全な場所へ避難することが基本です。車が立ち往生し、周囲に避難できる建物が確認できない場合は、車内で助けを待ちます。停車中の車両は吹き溜まりが発生しやすいことに注意し、車が雪で覆われると、一酸化炭素中毒になる危険があるためエンジンは止めましょう。

●外出先でも各種情報を入手しよう ※メールやホームページから情報取得できます。

中標津町緊急情報メール（キキボウ）	北海道防災情報メール	北海道地区道路情報ホームページ	吹雪の視界情報ホームページ
キキボウ kikibou@nakashibetsu.jp 避難などの緊急情報を配信。上記のアドレスへ空メールを送信してください。	気象情報がメール配信されるよう登録可能。**道道の通行規制情報も配信されるようになりました（選択した市町村に該当する情報を受信できます）。**	HPには国道・道道の情報が掲載。**国道の通行止め情報をメール配信されるよう登録可能。**	吹雪の視界情報が掲載。視界情報がメール配信されるよう登録可能。

中標津町のフェイスブック、ツイッターやテレビ（データ放送）、ラジオ（FMはな など）でも情報が得られますので、積極的に活用しましょう。

詳しくは、総務課 防災係まで。

中標津町高齢者等冬季生活支援金支給事業について

町では、冬季の暖房にかかる出費を応援するため、下記の支給要件に該当する世帯に対し「冬季生活支援金」を支給しています。まだ申請されていない方は、受付期間までに申請してください。

1．支　給　要　件

本町の住民であり、平成26年度市町村民税が非課税世帯で、町税に未納がない次の対象世帯①～④のいずれかに該当する世帯。

【対象世帯】

①高齢者世帯（65歳以上の方のみで構成される世帯）
②重度の障がいを持つ方がいる世帯
③ひとり親世帯　（18歳以下の子を扶養する父又は母いずれか一方で構成される世帯）
④生活保護世帯

※ただし、高齢者世帯であっても現状で親族等と同居している世帯については該当しません。

2．支　給　金　額　１世帯につき　10,000円（生活保護世帯は5,000円）

3．申請受付期間　平成27年３月31日㈫まで

4．申請受付場所　中標津町役場福祉課・計根別支所

詳しくは、町民生活部 福祉課 福祉支援係まで。

なかしべつ1年生

地域おこし協力隊が行く！ 其の9

年が明けてから日に日に銀世界になっていく中標津町。
冬だからこそ、今しか見られない中標津の冬景色を探しています。

今回は、人に聞いて驚いた・体験して驚いた「中標津冬のあるある」をご紹介します。

- エンジンスターターは必需品（こんなシステムがあるなんて知りませんでした）
- 水道管が凍って破裂（いまだに想像ができません）
- ホームセンターはカラフルなスコップパラダイス（こんなにたくさんの色・種類が存在していたなんて、思いもしませんでした。売り場に行くと、そのカラフルさに何故かワクワクしてしまいます）
- 靴の裏のゲジゲジ滑り止め（神奈川では冬靴はもう買いません！）
- 原付で雪道を走る郵便屋さん（あっぱれです）
- 凍らないウォッシャー液（たくさん在庫しています）
- 自宅の鍵穴が凍って家に入れない（想像すると恐ろしい！）
- プラネタリウムより星が見える中標津郊外の星空（実際に見ないとそのすごさはわかりません）
- 室内で暖房をつけて半袖でアイス食べる（吹雪の外を窓越しに見つつ、半袖で食べるアイスは優越感でより美味しく感じるそうです）
- 広大な大地を駆け巡るスノーモービル（雪がない地域の人にとって、スノーモービルは憧れの乗り物！）
- 天然の氷でスケート（屋内スケート場はありますが、外でスケートなんて贅沢です）
- 長靴ホッケー（気軽にホッケーができる面白い発想です。ぜひ体験してみたい！）
- ２日以上家を空けると便器の中の水が凍っている！（実際に体験しました）

いくつ「あるある」がありましたか？

神奈川県は何年かに１度、雪が少し積もる程度で、雪を見るには長野県や群馬県まで足を運ぶ必要があります。だからこそ、雪がめったに降らない元神奈川県民にとって中標津での生活は驚きばかりです！雪かきはそろそろ嫌になりそうですが、牧草地に積もる足跡ひとつない真っ白な雪も、いつでも見られる満天の星も、たくさんの動物たちも、すべてが新しく感動します。道外からお客さんが来た際は、ぜひこの様なお話をしてください。きっと驚くとともに中標津町の冬に興味をもつと思います！せっかくの冬、家に篭っていてはもったいない。

今しかできない遊びや今しか見られない景色を見て中標津の冬を楽しみましょう!!

中標津町地域おこし協力隊
親松（おやまつ）　麻子（あさこ）（役場経済振興課内）
メールアドレス　oyamatsu@kaiyoudai.jp

畜産食品加工研修センター　～平成27年度研修会のお知らせ～

畜産食品加工研修センターでは、地域農業や地場産物への理解を深めていただくことを目的として、下記のとおり乳製品や食肉製品の製造体験研修会を開催します。この機会に、ソーセージやチーズ、アイスクリーム作りなどを体験してみませんか？

【研 修 内 容】

区分（時間）	研修費用（※基本額）基本使用料	個人使用料	原材料費	クリーニング代
ソーセージ(10kg)（午前10時～午後１時30分）	（５月～10月）1,080円 （11月～４月）1,620円	648円／人	12,960円／回～	216円／人
チーズ(100ℓ)（午前11時～午後３時）	（５月～10月）1,620円 （11月～４月）2,268円	648円／人	9,800円／回	216円／人
アイスクリーム･バター（各１時間30分）	（５月～10月）432円 （11月～４月）648円	324円／人	アイス　120円／人 バター　443円／人	216円／人

※土日祝日、年末年始は休み。

【申込・受付について】

⦿受付日　３ヶ月毎に受付日を設定しています。

受付日	研修会の日
３月２日(月)～	４月～６月分
６月１日(月)～	７月～９月分
９月１日(火)～	10月～12月分
12月１日(火)～	１月～３月分

⦿受付時間　午前９時～午後５時

⦿申込方法　**◎受付日初日　⇒　電話予約のみ（受付開始から１時間程度、電話が大変混雑します。）**
◎２日目以降　⇒　電話予約または研修センターで申し込み

⦿申込書提出　電話等での予約後、研修センターへ「施設使用許可申請書」を提出してください。

⦿注意事項
- 申し込みは、５～10名のグループでお願いします（少数の場合は、他のグループと合同で行います）。
- 申込回数は、乳・肉の研修あわせて年４回までです。連続して申し込む場合は、２ヶ月以上間隔をあけてください。
- 申し込みを受けた場合でも、都合により日程の変更または中止となる場合がありますので、あらかじめご了承願います。
- お昼をはさむ研修会の場合は、お弁当などを持参してください。

申し込み・問い合わせは、畜産食品加工研修センター　℡７８－２２１６まで。

を希望する方は、２月27日までに申し込みが必要です(既に口座振替を前納している方は必要ありませんが、2年前納を希望する方は手続きが必要です)。
問い合わせは、住民保険課 国民年金係または釧路年金事務所 TEL0154-22-5810まで。

地域福祉セミナーのお知らせ

私たちが住む地域における助け合いについてその取り組みを学び、理解を深め、多くの方が参画できる地域づくりを目的とした地域福祉セミナーを開催します。

日　　時　２月14日(土)
午後１時～３時30分
場　　所　中標津経済センター
２階コミュニティホール
内　　容
基調講演　「雪害・停電 そして 地域の助け合い」
シンポジウム　「中標津町で災害が起きた時、私たちはどうすべきか」
予定定員　100名

どなたでも無料で参加可能ですので、参加希望の方は２月２日(月)までにTELまたはFAXで申し込んでください。
申し込み・問い合わせは、中標津町社会福祉協議会 TEL79-1231・FAX79-1233まで。

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

４月から、常時雇用している労働者が100人を超え200人以下の中小企業事業主の皆さんも納付金の申告が必要となります。

※平成28年４月申告開始

平成27年４月～翌年３月までの各月の雇用障害者数等を把握・確認するなど、申告・納付に向けて具体的な準備を進める必要があります。
問い合わせは、北海道高齢・障害者雇用支援センター TEL011-622-3351まで。

休日公証相談の実施について

日　　時　2月22日(日)
午前10時～午後４時
場　　所　釧路公証人役場
釧路市末広町７丁目２番地
金森ビル１階
相談内容　遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与　等
相 談 料　無料
申込方法　相談を希望される方は、２月20日(金)までに電話予約をお願いします。

申し込み・問い合わせは、釧路公証人役場 TEL0154-25-1365まで。

法テラス無料法律相談

釧路弁護士会、釧路司法書士会及び日本司法支援センター釧路地方事務所の共催により、無料法律相談を開催します。

日　　程　２月25日(水)～27日(金)
場　　所　法テラス釧路との契約弁護士、司法書士の各事務所
予約期間　２月16日(月)～20日(金)
午前10時～午後４時

申し込み・問い合わせは、法テラス釧路 TEL050-3383-5567まで。

職業訓練受講生募集

釧路職業能力開発促進センターでは、４月受講生を募集しています。

募集人員　建設荷役車両運転科　20名
ビジネスワーク科　15名
※ハローワーク求職登録者
選 考 日　３月12日(木)
訓練期間　４月３日(金)～９月30日(水)
実施場所　釧路職業能力開発促進センター
費　　用　教科書代15,000円程度
受講申込受付期間
２月６日(金)～３月６日(金)
申 込 先　ハローワーク釧路
TEL0154-41-1201

問い合わせは、釧路職業能力開発促進センター TEL0154-57-5938まで。

人権困りごとなんでも相談

法務局職員や人権擁護委員が、女性や子どもの人権相談などについて、電話で応じています。

●みんなの人権110番 0570-003-110
●子どもの人権110番 0120-007-110
●女性の人権ホットライン
0570-070-810

年末年始・祝日を除く月曜日から金曜日の午前８時30分～午後５時15分。
問い合わせは、釧路地方法務局人権擁護課 TEL0154-31-3351まで。

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が各地で発生しています。
住民の皆さんにおいては、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすため、**特に、次のことに注意するようお願いします。**

◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、**雪止めを設置**するようにしてください。また、雪止めが設置されている場合でも、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、**必ず点検し、破損等があれば早急に修繕する**ようにしてください。空き家や倉庫等を所有している方も、巡回するなどして屋根の状況に注意しましょう。
◆**落氷雪事故は気温がマイナス３度からプラス３度程度のときに発生しやすいという特徴**があるため、早めに雪下ろしをするとともに、雪下ろしの際は、歩行者や遊んでいる子ども等に十分注意するようにしてください。
◆屋根から大量の雪が落ちたときは、すぐに事故がないかどうか点検するとともに、歩行者等の通行の支障にならないよう処理してください。
◆交通事故及び交通障害防止のため、**屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さない**ようにしてください。
◆軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。また、軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。

釧路開発建設部中標津道路事務所
釧路建設管理部中標津出張所
中標津警察署
中標津町建設管理課

正しい操作で安全除雪！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

①作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
②雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロア）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
③回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
④後進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう足元や後方の障害物には十分注意しましょう。
⑤除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車、建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の周りには絶対に人を近づけないようにしましょう。
⑥安全装置が正しく作動しない状態では使用しないようにしましょう。
また、安全装置を意図的に解除したり、故障を放置したままでは使用しないようにしましょう。

問い合わせは、（一社）日本農業機械工業会／除雪機安全協議会
TEL03-3433-0415まで。

保健センターからのお知らせ

「特定健康診査」個別健診のお知らせ

中標津町国民健康保険加入の方の個別健診を、下記の医療機関で実施しています。

対　　象　中標津町国民健康保険加入の40～74歳の方
※昭和50年３月31日以前に生まれた方で健診日に75歳未満の方

医療機関・予約方法

・石田病院　℡72-9112
石田病院へご予約ください。
・富沢内科医院
予約は必要ありません。食事をとらずに、診療時間内に受診してください。
・町立中標津病院
保健センターへご予約ください。
・釧路がん検診センター
がん検診と一緒に受診してください。釧路がん検診センターへご予約ください。℡0154-37-3370

料　　金　1,000円
実施期間　３月31日まで
注意事項　受診の際には、「特定健康診査受診券」と「健康保険証」が必要です。

詳しくは、中標津町保健センター℡72-2733まで。

骨粗鬆症検診のお知らせ（３月分）

実施期間　３月３日㈫～20日㈮の毎週火～金曜日（午前11時から）
対　　象　20歳以上の女性
内　　容　問診、骨密度測定（腰椎、大腿（太もも）骨）、診察
料　　金　2,500円
（70歳以上　1,200円）
国民健康保険加入者・生活保護を受けている方は無料
定　　員　１日２名
場　　所　町立中標津病院　整形外科
申込締切　２月20日㈮

申し込みは、中標津町保健センター℡72-2733まで。

２月は国民健康保険税（第８期）の納期です【納期限は３月２日】

今月納期分の指定口座からの振替日は３月２日㈪です。口座振替を申し込まれている方は、前日までに残高の確認をお願いします。

～納期が既に経過しています～
○　町道民税（全て）
○　固定資産税（全て）
○　国民健康保険税（第１～７期）
○　軽自動車税

もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めてください。納期限を過ぎても納付されない場合は、納期内に納付されている方との公平を保つため、職場調査・預金調査などの財産調査の後、差押等の滞納処分を行います。定められた納期限までに納めていただくようお願いします。病気やけが、失業・多額の負債の支払いなどにより納期内に納付が難しい方は、必ずご相談ください。

＜休日・夜間相談窓口＞

夜 間 相 談 日	２月16日㈪　午後６時～午後８時
休 日 相 談 日	２月22日㈰　午前９時～午後５時

平日の昼間に時間をとることができない方は、夜間・休日に納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。
なお、当日窓口では町税・国民健康保険税以外は納めることができません。

※国民健康保険税納付額証明書の発行について

確定申告を行うにあたり、社会保険料控除に使用する国民健康保険税納付額証明書を、本人申請により交付します。代理の方が窓口に来られる場合は委任状が必要です。手数料はかかりません。なお、電話による納付額の問合せには回答できませんのでご了承ください。

未登記建物の手続はお済みですか

家屋の固定資産税は、毎年１月１日現在の所有者に課税されます。未登記の建物については、名義変更をしても届出がない場合、引き続き前所有者に課税されますので、「未登記家屋所有権移転報告書」を提出してください。
また、昨年中に建物を取り壊し、まだ届出されていない会社や個人の方は「家屋取壊報告書」を提出してください。
詳しくは、税務課 資産税係まで。

町営住宅入居者募集

募集団地

・計根別団地（２階建）　計根別
２ＬＤＫ（１階）　１戸
平成６年建設
家賃　17,400円～34,100円
他駐車場使用料、共益費

・西町団地（３階建）西町３丁目
中堅所得者向け特定公共賃貸住宅
３ＬＤＫ（２～３階）　２戸
平成16年建設
※年齢制限なし・単身可
家賃　51,900円～102,400円
他駐車場使用料、共益費

受付期間　随時
受付場所　住宅係（役場２階窓口④番）
入居時期　２月下旬見込
※入居者資格には条件（所得制限・暴力団員の制限等）があります。
※町税等（保険料・使用料・負担金等含む）に滞納がある方は入居できません。

詳しくは、都市住宅課 住宅係まで。

ごみ収集のお知らせ

２月11日㈬は祝日のため、ごみ収集及び一般廃棄物最終処分場はお休みします。
詳しくは、生活課 環境衛生係まで。

無料法律相談のお知らせ

中標津町では、弁護士が専門的にアドバイスしてくれる無料法律相談を実施しています。

日　　時　３月17日㈫
午前10時30分～午後３時
場　　所　中標津町役場
相 談 員　本井　孝史　弁護士
定　　員　７名
申込受付　３月２日㈪から先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。

詳しくは、生活課 交通町民相談係まで。

年金相談所開設のお知らせ

開設日時
３月３日㈫　正午～午後５時
３月４日㈬　午前９時～午後３時
開設場所
中標津町役場会議室
予約受付期間
２月９日㈪～25日㈬

予約申し込みは、釧路年金事務所℡0154-61-6000まで。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

国民年金保険料を１年分前納する場合は、口座振替がお得です。
さらに割引額の大きな「２年前納」があります。現金で毎月納付する場合と比べると、

◆１年分を口座振替で前納する場合
→１年で3,840円割引
◆２年分を口座振替で前納する場合
→２年で14,800円割引

（上記の額は平成26年度の保険料額を基にした目安額です。）

平成27年４月分から口座振替前納

なかしべつのできごと ニュース de ニュース

Nakashibetsu Town

1月6日 新年交礼会

　中標津地区（総合文化会館）と計根別地区（中標津町交流センター）で新年交礼会が行われました。
　それぞれの会場には各界から多数出席され、新年の華やかな雰囲気の中、牛乳で乾杯のあと年頭の挨拶を交わし、にこやかに歓談していました。

計根別地区

中標津地区

1月8日 中標津消防団 出初式

　中標津消防団の出初式が総合文化会館で行われました。雪の降る中、しるべっと広場では機器の点検と車両の紹介を行いました。その後、コミュニティホールでは表彰式が行われ、長年、消防団活動に携わっている方などに対し、表彰状が伝達されました。

1月9・10日 新春書初め会

　新春を迎え、総合文化会館コミュニティホールと中標津町交流センターを会場に新春書初め会が行われました。総合文化会館コミュニティホールには約80名が、中標津町交流センターには約30名が参加し、参加者は一字一字、真剣な表情で筆を滑らせていました。

平成27年 2 VOL.626
中標津 なかしべつ
（毎月５日発行）

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、データ（JPEG）で提供しますので総務課情報化推進・広報調査係までご連絡ください。

PRINTED WITH SOY INK™　VOC成分ゼロ　道産間伐材使用
広報中標津は、環境保護のため道産間伐材と古紙を配合した用紙および100%植物油型インキ「ナチュラリス100」を使用しています。

12月31日現在住民登録人口

町の人口	24,205（＋17）
男	11,839（＋ 4）
女	12,366（＋13）
世帯数	10,989（＋ 2）

（　）内は前月比

誕生 23人　死亡 15人　転入 45人　転出 36人